

Ⅲ 臨時啓発事業

事業	内容
投票案内の発行	有権者1名につき1枚のはがき 《発送日》10/18(月)～10/22(金) (335,131通) ※転出者用 《発送日》10/19(火) (2,413通)
選挙ちらしの発行	《配布方法》10/19(火)の朝刊に折込(折込数 85,900部) 《折込新聞》朝日・神奈川・産経・東京・日本経済・毎日・読売の7紙
懸垂幕の掲出	横須賀モアーズシティに1流掲出 《掲出期間》10/20(水)～10/31(日)
投票日周知用ステッカーの掲出	《掲出場所》本庁・各行政センター・ヴェルクよこすか 《掲出期間》10/19(火)～10/31(日)
投票日周知用ポスターの掲出	《掲出場所》本庁・各行政センターほか市施設 《掲出期間》10/19(火)～10/31(日)
FMコミュニティ局によるCMスポット放送	委託により実施 《実施期間》10/24(日)～10/31(日)
庁内放送の実施	《実施期間》10/25(月)～10/29(金) 各日午前・午後各1回放送
投・開票速報 テレホンサービス	◎投票速報 《実施期間》10/31(日) 午前9時～午後10時 ◎開票速報 《実施期間》10/31(日) 午後10時～翌日午後5時
インターネットによる情報提供	◎市ホームページ メインビジュアルに選挙期日等のバナー掲載 ◎衆議院議員総選挙のお知らせを掲載 ◎不在者投票用紙請求書(兼宣誓書)を掲載 ◎期日前投票宣誓書を掲載 ◎各投票所案内図を掲載 ◎投票結果・開票速報を掲載 ◎選挙公報・候補者情報等を掲載(県選管ホームページへリンク)

【参考資料】

1 投票案内
(1) 市内在住者用

(表)

横須賀局 料金後納郵便 NNN-NNNN 横須賀市 XXX X(99999) *999999 P-999999 投票日時 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 令和3年10月31日(日) 午前7時から午後8時まで 投票所

投票方法のご案内 投票所で名簿対照後に投票用紙をお渡しします。最初に、小選挙区です。候補者の氏名を記入し、投票してください。あさぎ色の投票用紙 候補者名で投票します。次に 比例代表 と 最高裁判所裁判官国民審査 です。比例代表は、政党の名称を記入し、投票してください。「国民審査」は、やめさせた方がよい裁判官氏名の上の欄に×を書いて投票してください。

新型コロナウイルス感染症対策 マスクの着用、手指のアルコール消毒、咳エチケットにご協力をお願いします。選挙公報のご案内 候補者の氏名、政見などを有権者にお知らせする選挙公報は、新聞折込みでお届けいたします。折込み日 10月27日(水)頃の朝刊 折込みする新聞 朝日・神奈川・産経・東京・日本経済・毎日・読売 補完場所 市役所、行政センター、新聞販売店等 82カ所

(裏)

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査 投票日 10月31日(日) 午前7時から午後8時まで 投票に行きましょう! 注意事項等 他人にこの投票案内を譲渡することはできません。投票の際は、選挙人名簿の記載事項と対照し本人確認を行います。(ハガキがなくても投票はできます。)

投票日当日に投票所に行くことができない方へ 1 横須賀市の期日前投票所で投票する方法 横須賀市の期日前投票所へお持ちください。期日前投票ができる場所、期間 場所 期間 ヴェルクよこすか2階 10/20(水)~10/30(土) 8:30~20:00 市内各行政センター

投票案内 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 投票日時 10月31日(日) 午前7時から午後8時まで 請求書(兼)宣誓書 氏名 生年月日 明・大・昭・平 住所 横須賀市 私は令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の当日、次の期日前投票又は不在者投票の事由に該当する見込みであり、下記の記載が真実に相違ないことを誓います。

(2) 市外転出者用

(表)

投票案内 **衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査**
投票日時 **10月31日(日) 午前7時から午後8時まで**

交付窓口 **NN** **NNN** 投票区 **NNNNN** 頁 **NN** 番

氏名 **NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN△様**

〒 **NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN** 到着番号

BC

投票方法のご案内

★選挙人名簿への登録は、新住所地での異動届出の時期により異なります。

①新住所地の選挙人名簿に登録された方は、新住所地で投票してください。
新住所地における選挙人名簿への登録の有無は、新住所地の選挙にお問合わせください。

②新住所地の選挙人名簿に登録されていない方は、以下の1または2の方法で投票することができます。(横須賀市の選挙人名簿に登録されず。)

★横須賀市の投票所における新型コロナウイルス感染症対策については、以下のHPをご覧ください。
横須賀市HP > 市政情報 > 選挙の部屋

1 横須賀市の投票所で投票する場合
10月31日(投票日当日)は指定されている投票所はこのハガキを持ってお越しください。期日前投票をされる場合は下の表をご参照のうえ、お越しください。

場所	期間
ヴェルクよこすか2階	10/20(水)~10/30(土) 8:30~20:00
市内各行政センター	
横須賀モアーズシティ8階	10/24(日)~10/30(土) 10:00~19:30

※横須賀モアーズシティ8階は開設期間及び時間が異なりますので、ご注意ください。

2 横須賀市以外の市区町村で投票する場合 (不在者投票)
ハガキ裏面の請求書欄に必要事項を記入し、郵便ポストへ投函してください。投票用紙等が届きましたら、所在地の選挙管理委員会へそのまま持参して投票を行ってください。
(郵送に日数がかかりますので、お早めに手続きをしてください。)

郵便往復はがき



往信

NNN-NNNN

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN△様
9 X *999999 P-999999

投票日時 **衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査**
令和3年10月31日(日)
午前7時から午後8時まで

投票案内

★この投票案内は、令和3年10月5日(火)現在で横須賀市から転出した方へのお知らせです。そのため、作成後に死亡や異動された方にも郵送されることがあります。

お問合せ先

横須賀市選挙管理委員会

〒238-0006 横須賀市日の出町1丁目5番地
ヴェルクよこすか2階
☎ 046(822)8499



(5R-445線)

小比呂 不在者投票 5

※必要事項を記入のうえ、切り取り線より切りはなして投函してください。

私住所を郵便番号によって令和3年執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の当日、自ら投票所に行き投票することができない見込みであり、下記の記載が「実地」に相違ないことを誓い申す。
なお、併せて投票用紙及び投票用封筒の交付を請求いたします。
(おて先)横須賀市選挙管理委員会 委員長

宣言日	令和3年 月 日
現住所 (郵送先)	〒
TEL	()
旧住所	横須賀市
フリガナ	
氏名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日

(裏)

郵便往復はがき

2 3 8 8 7 9 0

料金受取人払郵便
横須賀局承認
3073
差出有効期間
2021年11月30日まで
切手はいりません。

(受取人)

返信

横須賀市日の出町1丁目5番地
ヴェルクよこすか2階
横須賀市選挙管理委員会
行



3 選管発行の広報紙「選挙ちらし」(表面)

(1)

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査のお知らせ

令和3年10月19日

10月31日は衆議院議員総選挙の投票日です 最高裁判所裁判官国民審査

- 新型コロナウイルス感染症防止策として、ご来場の皆様にも以下のご協力をお願いいたします。
- ◆ご来場の際は、**マスクの着用、手指のアルコール消毒**にご協力をお願いいたします。(アレルギー等、アルコール消毒が困難な方は、お申し出ください。)
 - ◆ご自身で、**持参した筆記用具(鉛筆・シャープペンシル等)**で投票用紙に記入することができます。**文字がにじむようなものはお控えください。**
 - ◆お並びいただく際は、**一定の間隔**を空けるようご協力をお願いいたします。

投票時間は午前7時から午後8時まで

投票できる人 (年齢と住所の両方の要件に該当する人は選挙人名簿に登録されます)

年齢要件	住所要件
平成15年(2003年)11月1日(1日を含む。)までに生まれた人。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年(2021年)7月18日(18日を含む。)までに住民登録し、引き続き3箇月以上横須賀市に住民登録されている人。 ・上記のほか3箇月以上横須賀市に住民登録をされており、かつ転出後4箇月を経過していない人

選挙される人数

選挙名	当選人の数	備考
小選挙区選出議員	候補者の氏名を書いて投票します。	横須賀市は神奈川第11区選挙区(横須賀市・三浦市)に属し、その定数は1人です。
比例代表選出議員	政党名又は略称を書いて投票します。	横須賀市は南関東選挙区(神奈川県・千葉県・山梨県)に属し、その定数は22人です。

投票案内

- ◆投票案内のはがきは、本人あて郵送によりお届けします。**はがきがなくても投票はできます。**
- ◆期日前投票にて投票する場合は、はがきの請求書(兼宣誓書)欄をご記入のうえ、期日前投票所にお持ちください。
- ◆投票日当日に投票する場合は、請求書(兼宣誓書)欄への記入は必要ありません。
- ◆このはがきを紛失した場合等は、投票所で再発行します。係員にお申し出ください。

選挙公報

- ◆候補者の氏名、政見などを有権者にお知らせする選挙公報は、10月27日(水)頃の朝刊に折り込みます。
- ◆折り込みする新聞は、朝日・神奈川・産経・東京・日本経済・毎日・読売の7紙です。
- ◆新聞折り込み以外に市役所、行政センター、役所屋、新聞販売店など82箇所の補完場所に選挙公報を用意しますのでご利用ください。
- ◆新聞折り込みや補完場所で選挙公報を入手することができない人は、選挙管理委員会にお申し出ください。

この番号の窓口に投票案内をお出しください

投票案内 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査
投票日 10月31日(日) 午前7時から午後8時まで

投票する場所

氏名

生年月日 明・大 月 日

住所 横須賀市

期日前投票の受付の際に使用します
請求書(兼)宣誓書

氏名

生年月日 明・大 月 日

住所 横須賀市

私は令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の当日、次の期日前投票又は不在者投票の事由に該当する見込みであり、下記の記載が真実と相違ないことを誓います。なお、不在者投票の場合は、併せて投票用紙及び投票用封筒の交付を請求いたします。

令和3年 月 日

該当する番号に○を付けてください(4は該当ありません)

- 1 仕事、学業、その他()に従事
- 2 用車、レジャー等のため、他の市区町村又は投票区域域外に外出、旅行、滞在
- 3 病気、負傷、出産、身体障害等のため歩行が困難
- 5 住所移転のため、他の市区町村に居住
- 6 天災又は急患大難により投票所に到達することが困難

投票所にはこちらをお持ちください 小 比 国

投票所内での投票場所の変更 次の住所にお住みの方は、投票所内での投票場所が変わりますので、ご注意ください。

住 所	変更後の投票所
林1丁目 武4丁目(1番から13番まで 27番から30番まで 35番を除く。) 太田和(2丁目のうち15番から21番までを除く。)	武山小学校「ミーティングルーム」から 「校舎内教室」に変更

●ご不明な点は、選挙管理委員会にお問合せください。
〒238-0006 横須賀市日の出町1丁目5番地 ヴェルクよこすか2階 電話(822)8499・FAX(825)1145
選挙ホームページ <https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/8610/senkyo/index.html>

裏面もご覧ください

期日前・不在者投票 投票日に仕事や用事などで投票所に行けない人は、「**期日前投票**」や「**不在者投票**」ができます。

【期日前・不在者投票できる期間】

期日前・不在者投票ができる期間	注意事項
10月20日(水)～10月30日(土)	<p>横須賀モアーズシティは10月24日(日)から期日前投票開始 10月20日(水)～10月30日(土)は選挙管理委員会(ヴェルクよこすか2階)または各行政センターで期日前投票できます。</p> <p>横須賀モアーズシティでは他市町村の不在者投票はできません 他市町村の不在者投票は選挙管理委員会(ヴェルクよこすか2階)または各行政センターで投票できます。</p>

最終日は大変混み合います。投票はお早めに!

◆**期日前投票** 上記の期間内(土・日も投票可)に、以下の場所及び時間で投票できます。(表面の「投票できる人」に該当する人で、18歳になる前に期日前投票する場合は不在者投票となります。)

投票できる場所	投票できる時間
選挙管理委員会事務局(ヴェルクよこすか2階)または各行政センター	午前8時30分～午後8時
横須賀モアーズシティ8階 パブリックスペース	午前10時～午後7時30分

◆**不在者投票**

出張や旅行などで市外に滞在している人は、最寄りの市区町村選挙管理委員会では不在者投票することができます。また、都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等に入院(入所)中の人は、その施設で不在者投票ができます。投票するには、あらかじめ手続きが必要です。お早めに選挙管理委員会にお問い合わせください。

郵便等投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳や介護保険の被保険者証に記載されている障害等の程度が、下表のいずれかの要件に該当する方が対象です。

- ①自書できる方 郵便等で不在者投票できる制度があります。
- ②自書できない方 下表のいずれかの要件に該当して、さらに上肢が視覚の障害の程度が1級の場合には、代理記載の制度があります。この制度を利用する場合は、郵便等投票証明書の交付申請と投票用紙等の請求手続きが必要です。(請求期限がありますのでご注意ください。)お早めに選挙管理委員会にお問い合わせください。

【郵便等投票の要件】

区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級か2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	1級か3級
	免疫・肝臓の障害	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症から第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	介護保険法上の要介護者	要介護5

投票用紙の請求期限
10月27日(水) 午後5時【必着】

点字・代理投票

投票所には点字器を用意しております。また、係員が代理で記載する制度もありますので、お気軽に係員にお申し出ください。(目の不自由な人にお知らせください。)

日本国内における在外投票

横須賀市の在外選挙人名簿に登録されている選挙人で日本国内において投票する人は、在外選挙人証をお持ちのうえ、下記の投票場所で投票することができます。なお、在外投票では最高裁判所裁判官国民審査を投票することができません。

期間	区分	投票場所
10月20日(水)から10月30日(土)まで	市内	選挙管理委員会(日の出町1丁目5番地 ヴェルクよこすか2階)
	市外	滞在先の選挙管理委員会(事前に投票用紙の請求が必要です)
10月31日(日) <投票日当日>		横須賀市立常葉中学校(小川町18番地)

投・開票速報 投・開票速報はテレホンサービスをご利用ください。(衆議院議員総選挙の横須賀市投票分のみ)

電話番号	0180-99-1035	横須賀市ホームページ	https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/index.html (投票結果と開票速報を掲載します。)
投票速報	投票日当日の午前9時から午後10時まで ※比例代表選出議員選挙は、確定のみお知らせします。 【速報時刻】 午前9時・10時・11時・午後2時・4時・6時・7時30分・確定		
開票速報	投票日当日の午後10時から翌日の午後5時まで ※比例代表選出議員選挙は、確定のみお知らせします。 【速報時刻】 午後10時から30分ごとと確定まで		



横須賀市選挙管理委員会

令和3年10月31日執行

神奈川県第11区選挙区(横須賀市、三浦市)

衆議院小選挙区選出議員選挙 選挙公報

神奈川県選挙管理委員会

自公政権退場！ 政権交代でいのちを守る 新しい政治



日本共産党
林のぶあき
はやしゆり

コロナ対策に全力！ 石炭火力NO！ 気候危機解決へ

急傾斜地が多く海に囲まれている横須賀市・三浦市の土砂災害・高波・高潮対策をすすめ、久里浜の石炭火力発電所建設を中止し、再生可能エネルギーへの転換をすすめます。

さらに、核兵器禁止条約が発効し、世界で平和の流れが広がっています。しかし、横須賀は米原子力空母の母港とされ、基地強化がすすんでいます。野党の新しい政権をつくり、平和の流れをすすめます。

政権チェンジで新しい政治へ「4つの提案」

①消費税5%へ減税
医療・介護・保育は「ケア」を支える政治。最低時給1500円、雇用は正社員に。

②気候危機の打開へ
CO₂を30年度までに50%削減。原発ゼロの日本へ。石炭火力NO。

③ジェンダー平等の日本へ
選択的夫婦別姓制度の導入、「痴漢ゼロ」の実現、性暴力の根絶。男女の賃金格差をなくす。

④アメリカいなりから脱却
憲法9条を生かした平和外交を。核兵器禁止条約に署名・批准を。

コロナ危機から国民を守る

●PCR大規模検査を実施
●医師の医療従事者の大増強
●家計への支援として、一人当たり10万円を基本に「暮らし応援給付金」を支給
●中小企業 非正規 フリーランス、文化・芸術、生活困窮者への十分な補償

野党連合政権の推進力 代表は日本共産党 ください

●党創立90年、命がけで侵略戦争反対、国民生活を求めたきた党
●一点を大事にして市民と野党の共同を築き、体制を刷新
●企業・団体献金、政治助成金を受けない党
●中国の動向と人権問題をしっかりと向き合っている党

なにより、いのち。ぶれずに、つらぬく

党三浦半島地区委員長

●プロフィール
1964年埼玉県生まれ。神奈川県川崎市に学ぶ。中央憲法会議常任幹事、日本共産党神奈川県委員会常任書記などを歴任。現在、党三浦半島地区委員長、日本美術協会会員。

日本を前へ。次世代への責任。地元 横須賀・三浦を進める。



小泉進次郎

挑戦をやめない。

うまうまいかない時もある。思いが伝わらない時もある。それでも、不器用と言われても、まっすぐに挑戦を繰り返してきた。これからも、次世代への責任を果たすために、私は挑戦をやめない。

小泉進次郎

- 5期目に挑戦したいこと**
- グリーンとデジタルを成長の柱にコロナからの復興を目指します
 - 気候変動対策をさらに進め次世代の環境や雇用を守ります
 - 新たな感染症と人生100年時代に対応する社会保障改革を進めます
 - 安全保障政策の強化と日米同盟の深化に努めます
 - 食とエネルギーの地産地消と観光の成長産業化で地方経済の活性化を実現します

- これまでの4年間の実績**
- 脱炭素社会への道筋**
2050年の温室効果ガス排出実質ゼロに向け、法律の改正、地方自治体への交付金の枠組み作りなど、新たな社会の基盤をつくりました
 - 人生100年時代の年金**
受給開始年齢に柔軟な選択肢を設け、ねんきん定期便の表記をわかりやすくしました
 - 福島復興の次の10年**
環境省と福島県の連携協定締結や対話フォーラムの開催など、福島県の環境再生の継続的な推進体制を築きました
 - 国道357号線の延伸**
八景島から夏島までの2.3キロの延伸事業を30年ぶりに着工しました
 - 追浜エリアの再開発**
都心のターミナル駅以外でバスターミナルを大幅に整備するのは全国初です
 - 横須賀市立中学校で給食**
国の補助対象となるように働きかけ22億円超の補助金がつき、9月29日より提供が始まりました
 - 三浦縦貫道路の延伸**
高円坊入口交差点までの1.9キロ延伸により、渋滞緩和にもつながりました



日々の活動はこちらから shinjiro.info 進次郎 サイト [@shinjiro.koizumi](https://www.facebook.com/shinjiro.koizumi)

令和3年10月31日執行

衆議院比例代表選出議員選挙

選挙公報

神奈川県選挙管理委員会



代表 松井一郎

身を切る改革、実行中。

維新はやる。政治家のあり方を変える。



年金で暮らしていけるのか...
老後の生活不安

社会保障制度に安心と納得を
再分配の最適化・統合化を検討。年金等を含めた
社会保障全体の改革を推進します。

倒産したら生活できない...
失敗のリスク

安心して挑戦できる社会へ
雇用の流動化とチャレンジを支援し、
賃金水準の向上を実現します。

同じ山積みにもかかわらず
議員報酬
議員定数

議員報酬・議員定数
3割削減

維新の国会議員・地方議員は
自主的に身を切る改革を実行中!

南関東ブロック
比例代表
名簿登載者

比例代表は
「**維新**」または
「**日本維新の会**」と
お書きください。

小選挙区は候補者名をお書きください。



千葉県 第5区 しいきたもつ	千葉県 第6区 藤巻けんた	千葉県 第7区 内山あきら	千葉県 第13区 清水きよし	神奈川県 第1区 浅川義治	神奈川県 第4区 高谷あきひこ
神奈川県 第6区 くしだ誠一	神奈川県 第9区 吉田大成	神奈川県 第10区 金村りゅうな	神奈川県 第12区 水戸まさし	神奈川県 第18区 横田光弘	

何があっても心配するな。 消費税は廃止! 一人20万円現金給付

そんな国をあなたと作りたい。
政府の大胆な財政支出で社会の隅々まで
お金を循環させコロナ不況を食い止め、
25年のデフレを吹き飛ばす!

コロナ感染期徹底補償付き
ステイホーム時(3ヶ月)



比例南関東ブロック
名簿登載者

たがや亮
飲食店起業家
(千葉11区)

木下ハヤト
不動産会社経営
(比例単独)

母子家庭で育ち、奨学金
を借りて大学へ進学。卒業後
は不動産業界へ。れいわの
政策である「住まいは権利」
を実現するため、私のキャリア
を最大限に活かします!

2021年 衆議院議員選挙 マニフェスト
れいわニューディール

2枚目の投票用紙 比例代表は、**れいわ** と書いて ください。

詳しくはコチラから

れいわ 新進組 (略称: れいわ) 代表 **山本太郎**

なにより、いのち。ぶれずに、つらめく

コロナに無策、格差拡大、政治の私物化、立憲主義の破壊—
自民・公明の政治、もう終わらせましょう。

いのちを守る新しい政権の実現へ、野党共通政策ができました。
その実現へ、日本共産党は立憲民主党和政権協力で合意しました。
政権交代を実現するために、まず、誠実に市民と野党の共闘
をすすめてきた日本共産党をのほしてください。



- ### 4つのチェンジ 自公政権にかわる新しい政治を
- 弱肉強食の「新自由主義」を終わらせ**
いのちと暮らしを最優先に
ケアをささげる政治に 人間らしく働ける職場に
●病床の削減計画を白紙撤回。 ●中小企業を支援して、最低賃金時給1500円。
●高齢者の医療負担増中止。 ●長時間労働をなくす。非正規社員を正社員に。
●医療・介護・保育などの待遇改善。
 - 税金の不公平を 税金の不公平を
たたき 子育て
●消費税5%に減税。 ●学費半減、返還不要の給付型
●大企業と富裕層に 実学費の拡充、入学金の廃止。
●応分の負担を。 ●認可保育所を30万人分増設。

- 省エネ・再エネでCO2を最大60%削減
- 気候危機打開の「2030戦略」
●エネルギー消費を4割減らす。 ●石炭火力・原発の発電をゼロに。
●電力の50%を再生可能エネルギーで。
- 生涯で1億円—男女賃金格差をなくし
ジェンダー平等の日本へ
●選択的夫婦別姓、LGBT平等法の実現、同性婚を認める法改正。
●(例) 産後セロ—性暴力を本気でなくす。
- アメリカいいなりから脱却
憲法9条を生かした外交
●自衛隊の9条改憲は許さず、辺野古新基地建設中止、オースプレイは
いらない。米軍基地強化に反対。核兵器禁止条約に参加。
●リニア抜しの処理計画を根拠無し、計画見直しを。
●羽田新ルートをやめさせる。

医療ささえいのちを守る
●感染症対策と保健所の予算を2倍に
●PCRの大規模検査を
●持続化給付金の第2弾を
●コロナ収入減の人に、1人10万円「暮らし応援給付金」を

比例代表は **日本共産党**

とお書きください。
候補者名を書く欄と無効になります。

日本共産党 略称: 共産党

詳しい政策はこちらから

この選挙公報は、名簿届出政党等から提出された原簿を、そのまま印刷したものです。 神奈川県選挙管理委員会(横浜市中央区日本大通1)

令和3年10月31日執行

衆議院比例代表選出議員選挙

南関東選挙区 選挙公報

神奈川県選挙管理委員会

変えよう。

あなたのための政治へ。



立憲民主党 代表 枝野幸男

- 1** 新型コロナから命と暮らしを守り抜く
— 医療体制強化と集中的な感染防止、
強力・広範な生活・事業支援
- 2** 「一億総中流社会」の復活
— 分配なくして成長なし
- 3** 原発に依存しないカーボンニュートラル
— 自然エネルギー立国を実現し、
地域の資源を最大限活かす
- 4** 暮らしの安心への投資
— 「人と暮らし」に重点投資
- 5** 多様性を認め合える「当たり前の社会」
— 人権政策の抜本強化
- 6** 平和を守るための現実的外交
- 7** まっとうな政治
— 透明で信頼できる政治

 たじま 要 千葉1区	 黒田 ゆう 千葉2区	 岡島 一正 千葉3区	 野田 よしひろ 千葉4区	 矢崎 けんたろう 千葉5区	 竹内 千春 千葉7区	 本庄 さとし 千葉8区	 おくの 総一郎 千葉9区
 谷田川 はじめ 千葉10区	 ひだか 剛 千葉12区	 みやかわ 伸 千葉13区	 しのはら 豪 神奈川1区	 岡本 英子 神奈川2区	 小林 たけと 神奈川3区	 早稲田 ゆき 神奈川4区	 山崎 誠 神奈川5区
 あおやぎ 陽一郎 神奈川6区	 中谷 一馬 神奈川7区	 江田 けんじ 神奈川8区	 笠ひろ ふみ 神奈川9区	 あべともこ 神奈川12区	 太ひでし 神奈川13区	 長友 よしひろ 神奈川14区	 ごとう 祐一 神奈川16区
 神山 洋介 神奈川17区	 三村 和也 神奈川18区	 中島 かつひと 山梨1区	 いちき 伴子 山梨2区	比例・南関東 金子 健一 小野 次郎			

南関東選挙区名簿登載者

比例区は立憲民主党 (略称: 民主党)

立憲民主党

小選挙区は立憲民主党の候補者へ

The Constitutional Democratic Party of Japan

令和3年10月31日執行

衆議院比例代表選出議員選挙

南関東選挙区 選挙公報

神奈川県選挙管理委員会

停滞するこの国を動かすため
私たちは「対決より解決」を選ぶ

日本を動かす政策5本柱



代表 玉木雄一郎

「積極財政」に転換

- ①現金給付
- ②減税補償
- ③消費税減税と税・社会保障料減免
- ④財源の多様化

国民と国土を「危機から守る」

- ①食料安全保障と「農業者戸別所得補償制度」再構築
- ②防災インフラの計画的整備
- ③地方の権限強化と東京一極集中是正
- ④主権を守る防務の強化
- ⑤経済安全保障・エネルギー安全保障の強化
- ⑥人権外交の推進

「給料が上がる経済」を実現

- ①生産性向上につながる大規模産業政策
- ②デジタル化・カーボン・ニュートラル対策の加速
- ③中小企業支援の強化
- ④「日本型ベーシックインカム(仮称)」創設
- ⑤最低賃金の引き上げ

「正直な政治」をつらぬく

- ①公文書改ざん厳罰化
- ②選挙制度改革
- ③若者と女性の政治参加推進
- ④年金制度改革と経済財政推計を行う独立機関設置

「人づくり」こそ国づくり

- ①教育無償化の実現
- ②児童手当の拡充等
- ③雇用のセーフティネット強化と職業訓練の充実
- ④「教育価値」の創出
- ⑤子どもたちの心を育むインクルーシブ教育
- ⑥ジェンダー・後進国脱却、多様性社会実現

動け、日本。

千葉5区



暮らしを守る、未来を守る。

ときた敦

政党役員

神奈川10区



反対より提案!

鈴木あつし

政党役員

比例南関東



政策提案型で「対決より解決」を!

長谷康人

元参議院議員秘書

二枚目 (比例区)は、国民民主党

とお書きください。略称(民主党)

日本再生へ 新たな挑戦。

だれもが安心してらせる社会を



公明党代表
山口那津男

感染症に強い日本へ

国産ワクチン・治療薬の開発と実用化

- 3回目のワクチン接種無料化。国産ワクチンの開発・実用化へ国が支援する体制を築きます。

危機管理体制の確立へ

- 感染拡大時に備えて臨時の医療施設、入院待機施設などを整備。

検査体制の拡充・強化

- 現在1日33万件のPCR検査能力を大幅に拡充し、100万件をめざすなど、検査体制を抜本的に強化。

ポストコロナへ 経済と生活の再生を

生活を支え、雇用を守ります

- 雇用調整助成金の特別措置などについて、今年12月末まで確保するとともに、感染状況を踏まえつつ、コロナ特別を継続します。

経済のV字回復をめざします

- 感染収束を前提に、観光・飲食産業を支援する「新・Go To キャンペーン(仮称)」を実施します。

マイナンバーカードを活用して、幅広いサービスや商品の購入などに利用できる「新たなマイナポイント」(1人一律3万円相当)を付与します。

子育て・教育を 国家戦略に

子育て世帯へ「未来応援給付」の実施

- 0歳~高校3年生まで、全ての子もたちに「未来応援給付」(1人一律10万円相当の支援)を実施します。

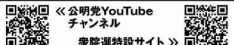
「子育て応援トータルプラン」を策定

- 結婚から妊娠・出産、幼児教育・保育から大学など高等教育までの支援を段階的に拡充する「子育て応援トータルプラン」を策定します。

- 出産育児一時金を現行の42万円から50万円に増額し、0~2歳児の産後ケアや家事・育児サービスを充実させます。

比例区は公明党

とお書き下さい。略称は「公明」



NHK党

比例はNHK党
とお書きください。



党首 立花孝志

NHKと裁判しつゝる党 弁護士法72条違反で

NHKと裁判している党弁護士法72条違反で(略称:NHK党)は、NHKから被害に遭われている方をお守りするためだけにできた国民政党です。この想いは政党名が変わる前の「NHKから国民を守る党」であったときから変わっていません。NHKは違法な手口で契約を迫るだけでなく、インターネットからも受信料を徴収しようとしています。「NHKを頼まない」という自由を守る為、

NHK党はNHKの違法行為について実際に裁判をすることで追及しています。NHKに関するご相談や質問、お困りごとがありましたら、NHK党コールセンターまでお気軽にお電話ください。

NHKが変われば日本が変わる。
NHKをぶっ壊す!

NHK党 コールセンター 03-3696-0750 お困りごとがあればいつでもご相談ください。

非正規・貧困社会からの脱却宣言

神奈川15区に私があります。

南関東ブロック比例代表名簿登載者



命を守る政治へ
立憲野党と市民の共闘で

ささき 克巳

【肩書き・経歴】
高校教諭を経て現在武蔵野日本語別科教員 東大卒。
【政策】
格差・貧困の解消、脱原発、安保法制の廃止

- ◎いのちを救え! コロナにそなえ医療・介護の強化
- ◎消費税3年間でゼロで生活再建、財源は大企業の内部留保へ課税
- ◎安心の子育て・老後、教育の無償化で若者に希望
- ◎選択的夫婦別姓導入。ジェンダー平等・多様性社会実現
- ◎気候危機まったなし! 環境と人間の共生、脱原発実現
- ◎アジアの平和は外交で! 憲法を活かす政治

生存のための政権交代 比例区は社民党



社民党党首 福島みずほ

令和3年10月31日執行

衆議院比例代表選出議員選挙

南関東選挙区 選挙公報

神奈川県選挙管理委員会

新しい時代を 皆さんと ともに。



自民党総裁 岸田文雄

確かな政策で明るく豊かな時代を創る。

自由民主党

1. 感染症から命と暮らしを守る。

まずは、新型コロナウイルス感染症から国民の皆様命と暮らしを守ります。「常に最悪の事態を想定した危機管理」を原則に、様々な感染症への対策を強化します。国民の皆様にご協力を求める時には、「対策の必要性」「決定のプロセス」について、科学的知見に基づいた「納得感のある説明」に努めます。わが国の「健康危機管理」を、抜本的に強化します。

2. 「新しい資本主義」で分厚い中間層を再構築する。「全世代の安心感」が日本の活力に。

経済には「成長」と「分配」の両面が必要です。「成長」に向けた「大胆な危機管理投資・成長投資」とともに、「分配」によって所得を増やし、「消費マインド」を改善します。日本経済を、新たな成長軌道に乗せていきます。また、人生100年時代を迎え、「全世代の安心感」を創出することによって、日本の活力につなげます。

3. 国の基「農林水産業」を守り、成長産業に。

「食の安全保障の確立」の観点から、食料自給率・食料自給力の向上が重要です。農林水産業を成長産業化することによって、美しい地域の伝統文化を守り、活力ある地域をつくります。

4. 日本列島の隅々まで、活発な経済活動が行き渡る国へ。

地方には、大きな「伸び代」があります。「日本全国どこに住んでいても、安全に生活することができ、必要な医療・福祉や高度な教育を受けられることができ、働く場所がある」。私たちが目指す日本の姿です。地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」を表現していきます。災害時のリスク分散とともに、豊かな地方経済への道を拓きます。

5. 経済安全保障を強化する。

どのような事態になっても、必要な物資を国内で調達できるように。日本の機微技術・先端技術・戦略物資の海外流出を阻止できるように。近年、急増しているサイバー攻撃から、国民の皆様生命や財産を守れるように。自民党は取組みを進めます。

6. 「毅然とした日本外交の展開」と「国防力」の強化で、日本を守る。

国の究極の使命は、「国民の皆様生命と財産を守り抜くこと」「領土・領海・領空・資源を守り抜くこと」「国家の主権と名誉を守り抜くこと」です。毅然とした日本外交の展開とともに、特に近年、深刻化している国防上の脅威に対応できる体制を整えます。

7. 「教育」は国家の基本。人材力の強化、安全で安心な国、健康で豊かな地域社会を目指す。

「誰一人取り残さない」教育「伸びる子はどんどん伸ばす」教育を実現します。家庭や学校や地域社会で、豊かな学びの機会を提供します。

8. 日本国憲法の改正を目指す。

国民の皆様幅広いご理解を得て、今を生きる日本人と次世代への責任を果たします。

信頼と共感。
それこそが政治を進める原動力です。
国民の声をしっかり受け止め、寄り添い、
全力で挑みます。

比例代表の投票は

自民党

とお書き
ください。

※ご注意ください。
比例代表の投票用紙に候補者名を書くと、あなたの投票は無効になってしまいます。

衆議院選挙は、**小選挙区** **比例代表** の2つの投票を行います。



- 自民党千葉県連
www.chiba-jimin.jp
- 自民党神奈川県連
www.kanagawa-jimin.jp
- 自民党山梨県連
www.jimin-yamanashi.or.jp

千葉県 〈小選挙区〉

<p>1 千葉市中央区・稲毛区・美浜区 門山ひろあき 元千葉県知事 元千葉県副知事</p>	<p>6 松戸市(本町内、東本町、新栄町、新市川町)・流山市 渡辺ひろみち 元松戸市長 元千葉県議会議員</p>
<p>2 千葉市花見川区・習志野市・八千代市 小林たかゆき 元千葉市長 元千葉市副市長</p>	<p>7 松戸市北部・野田市・流山市 さいとう 始 元松戸市長 元千葉県議会議員</p>
<p>3 千葉市緑区・市原市 松野ひろかず 元千葉市長 元千葉県議会議員</p>	<p>8 柏市(旧沼南町を除く)・我孫子市 桜田よしたか 元我孫子市長 元千葉県議会議員</p>
<p>4 船橋市(本町内、二宮、三宮、新船橋、新船橋南、新船橋北、新船橋西、新船橋東、新船橋南西、新船橋南東)・流山市 木村てつや 元船橋市長 元千葉県議会議員</p>	<p>9 千葉市若葉区・佐倉市・四街道市・八千代市 秋本まさとし 元千葉市長 元千葉県議会議員</p>
<p>5 川崎市(区)・南相模地方(地区)・河津町・浦安市 そのうら 隆太郎 元川崎市長 元千葉県議会議員</p>	<p>10 鎌倉市・成田市・佐倉市・匝瑳市・山武郡(旧山武町)・旧山武郡(旧山武町) 林 幹雄 元鎌倉市長 元千葉県議会議員</p>
<p>11 津市(区)・南相模地方(地区)・河津町・浦安市 森 英介 元津市長 元千葉県議会議員</p>	<p>12 山梨県(小選挙区) 中谷 貴一 元山梨県知事 元山梨県議会議員</p>

お書きください。 自民党公認候補の名前を 小選挙区は、あなたの街の

神奈川県 〈小選挙区〉

<p>1 横浜市西区・南区・港南区 すが 雄博 元横浜市長 元神奈川県議会議員</p>	<p>7 横浜市港北区・都筑区(一部8区へ) 鈴木けいすけ 元横浜市長 元神奈川県議会議員</p>
<p>2 横浜市緑区・青葉区・都筑区の一部 みたに 英弘 元横浜市長 元神奈川県議会議員</p>	<p>8 横浜市緑区・青葉区・都筑区の一部 みたに 英弘 元横浜市長 元神奈川県議会議員</p>
<p>3 横浜市鶴見区・神奈川区 中西けんじ 元横浜市長 元神奈川県議会議員</p>	<p>9 横浜市多摩区・磯原区の一部・麻生区 中山のりひろ 元横浜市長 元神奈川県議会議員</p>
<p>4 横浜市栄区・鎌倉市・逗子市・葉山町 山本ともひろ 元横浜市長 元神奈川県議会議員</p>	<p>10 横浜市川崎区・磯原区(一部8区へ) 田中かずゆき 元横浜市長 元神奈川県議会議員</p>
<p>5 横浜市戸塚区・泉区・瀬谷区 さかい 孝 元横浜市長 元神奈川県議会議員</p>	<p>11 横浜須賀野市・三浦市 小泉道次郎 元横浜市長 元神奈川県議会議員</p>
<p>6 横浜市保土ヶ谷区・旭区 吉川なおき 元横浜市長 元神奈川県議会議員</p>	<p>12 横浜市旭区 星野つよし 元横浜市長 元神奈川県議会議員</p>
<p>13 大和市・海老名市・厚木市・綾瀬市 白利 明 元大和市長 元神奈川県議会議員</p>	<p>14 相模原市中央区・緑区・南区の一部 あかま 二郎 元相模原市長 元神奈川県議会議員</p>
<p>15 平塚市・茅ヶ崎市・大磯町・二宮町 河野 太郎 元平塚市長 元神奈川県議会議員</p>	<p>16 相模原市緑区と南区の一部・厚木市・伊勢原市・塩原市の一部・登勢町 よしえひろゆき 元相模原市長 元神奈川県議会議員</p>
<p>17 小田原市・東野市・南足柄市・足柄上郡・足柄下郡 牧島かれん 元小田原市長 元神奈川県議会議員</p>	<p>18 相模原市中野区の一部・高野区・宮前区(一部8区へ) やまざわ 大志郎 元相模原市長 元神奈川県議会議員</p>

期日前投票
10月20日(水)から
毎日が投票日です。
最終投票日 / 10月31日(日)

この選挙公報は、各議席出陣等から提出された原稿を、そのまま印刷したものです。 神奈川県選挙管理委員会 (横浜市西区日本大通1)

令和3年10月31日執行

最高裁判所裁判官国民審査 審査公報

神奈川県選挙管理委員会



最高裁判所判事
深山卓也
昭和二十九年九月二日生

略歴
 東京都生まれ。鎌倉区立大泉南小学校、大泉第二中学校、都立富士高等学校を経て、東京大学法学部卒業。以後、東京地裁、函館地裁、公事等調整委員会事務局に勤務。
 昭和四十四年四月、裁判官として勤務するに当たり、東京高裁の判事として勤務することとなり、東京地裁、東京高裁、東京高裁第二部、大田区房審判部、司法裁判部長を務める。
 二三年一月、東京地裁判事部長
 二四年九月、法務省民事局長
 二七年一月、東京高裁判事部長
 二八年二月、さいたま地裁所長
 二九年三月、東京高裁判事
 三〇年一月、最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
 一 平成二〇年二月十九日、大法廷判決
 平成二〇年二月二二日施行の衆議院議員選挙について、小選挙区選出議員の選挙区割り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態であったと認め、公職選挙法の規定が憲法に違反するものという。一多多数意見。
 二 令和二年三月二〇日、第一小法廷判決
 タクシー労働者の歩合給の計算に当たり、残業手当に相当する額を控除し、その上で残業手当を支払われても、残業手当の額がそのまま歩合給の減額となり、歩合給の額が〇円となることのあるなどの判決を示す事情の下では、労働基準法三七条の歩合給が支払われたとはいえない。一多多数意見。
 三 令和二年二月一日、大法廷判決
 令和元年七月二日施行の参議院議員通常選挙について、選挙区選出議員の議員定数配分規定は、憲法に違反するに至っていないという。一多多数意見。
 四 令和二年五月十四日、大法廷判決
 市長が孔子を祀った施設に所有法人に敷地の使用料金額を免除した行為は、判決で示す事情の下では、市が特定の宗教に対して特別の優待を行使し、これを援助していると評されたと見やむを得ないもので、憲法二〇条三項に違反する。一多多数意見。
 五 令和二年五月七日、第一小法廷判決
 労働大臣が石綿含有建材について労働安全衛生法に基づく規制措置を適切に行っていないとの判決で示す事情の下では、国は、屋内の建設作業に従事し、石綿粉じんをばら撒いて石綿関連疾患に罹患した労働者及び一人親方を対し、損害賠償責任を負う。
 六 令和二年六月十三日、大法廷判決
 夫婦が夫又は妻の氏いずれかを称すると規定する民法七五〇条及びこれを受けて婚姻後に夫婦を婚姻届の必要の記載事項としてする戸籍法七四九条は、憲法二四条に違反しない（多数意見、補正意見付加）。

裁判官としての心構え
 裁判官として法律審である最高裁判所に所属する事件は、憲法や法律の解釈を巡り争うものばかりですが、当事者の主張を傾聴することにも、社会的状況や国民の意識の変化を踏まえて公平かつ妥当な解決を導くためにどのような解釈を採るべきかを探求する姿勢で事件に取り組みます。



最高裁判所判事
岡正晶
昭和三十三年二月二日生

略歴
 香川県高松市生まれ。現高松市同分母寺という段々状の小さな山に生まれる山あいののどかな地域で、中学校の教師、塾生の指導員として生まれ育ち、同立国分寺南小学校、同立国分寺南中学校（戦時中、現高松市南中学校）を経て、香川県立高松高等学校（バドミントン部）を卒業。
 昭和五十五年三月、東京大学法学部卒業。
 同年四月、司法修習生（三四年、大阪で義務修習）
 五七年四月、弁護士登録（第一東京弁護士会）
 六年六月、株式会社フコク社外監査役
 七年一月、東京大学法学部助教授
 一〇年四月、第一東京弁護士会副会長
 一二年一月、法務省法制審議会法（債権関係、部会委員）
 一二年七月、日本弁護士連合会法律学部検討委員会委員
 一三年六月、全国農業協同組合連合会経営管理委員会
 一六年四月、事業再生連合機構代表理事
 一七年四月、日本弁護士連合会副会長
 一七年十月、第一東京弁護士会長
 同月、株式会社二井住友銀行社外監査役
 一八年六月、株式会社計士協会経営管理委員会
 二〇年六月、住友生命相互外社外取締役
 令和二年六月、株式会社二井住友銀行社外取締役
 三年九月、最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
 最高裁判所就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。
裁判官としての心構え
 日本国憲法七六条三項の「すべて裁判官は、その良心に従って独立してその職務を行ふ」との憲法及び法律にのみ従ふべきことを常に念頭に置き、仕事を全うするに努めます。その中で、従うべき「良心」の充実・向上日々努め、「独立」は、自身の健全な心で自ら判断し、「職務」行使に当たっては、記録・資料を自ら読み、自分の頭でよく考え、わかりやすい自分の意見を言ひ、同僚裁判官と多面的に深く熟議を尽くすことを旨とし、一つの事件に全力で取り組みます。
 また同憲法八一一条の「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」との趣旨を踏まえ、この憲法上の職務を適切に全うし、一七〇歳を以て、一つの事件に全力で取り組みます。



最高裁判所判事
宇賀克也
昭和三十三年七月二日生

略歴
 東京都生まれ。鎌倉区立大泉南小学校、鎌倉区立大泉第二中学校を経て、東京教育大学（現、筑波大学）附属高等学校を卒業。
 昭和五十二年二月、東京大学法学部助教授
 同年七月、東京大学法学部助教授
 五八年八月、ハーバード大学公衆衛生学
 五九年八月、カリフォルニア大学バークレー校客員研究員
 六年七月、ハーバード大学客員教授
 六年八月、東京大学大学院法学研究科教授
 一〇年四月、ジョージタウン大学客員研究員
 一三年四月、放送大学大学院主任講師兼任客員教授を兼任
 同月、日本公法学会理事
 一六年七月、東京大学公共政策大学院教授を兼任
 一八年七月、関税等不服審査会四組・知的財産分付会部会長
 二〇年一月、総務省代表自治紛争処理委員
 二二年二月、東アジア行政法学会会長
 二六年一月、IT総合戦略本部パーソナルデータに関する検討会委員長
 二六年二月、内閣府官公庁禁止審査手続懇談会会長
 同年四月、東京都情報公開・個人情報保護審議会会長
 二八年二月、人事院審査委員会委員長
 同年四月、国立図書館書館資料利用制限審議会会長
 三〇年七月、消費生活消費安全調査委員会委員長
 同年七月、内閣府公文書管理委員会委員長
 三二年二月、最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
 一 令和二年六月十四日、第二小法廷判決
 令和二年六月十四日、第二小法廷判決
 令和二年六月十四日、第二小法廷判決
 令和二年六月十四日、第二小法廷判決



最高裁判所判事
堺徹
昭和三十三年七月十七日生

略歴
 和歌山県田辺市生まれ。地元小学校、中学校、和歌山県立田辺高等学校を経て、東京大学法学部卒業。
 昭和五十七年四月、司法修習生
 同年四月、検事任官
 以後、札幌地検、札幌地検検察支隊、大阪地検、大阪地検、法務大臣官房司法法制調査部、東京地検八王子支部、東京地検の各検事、旭川地検検察支隊、最高検検察事務局長として勤務
 平成二〇年九月、東京地検検察部長
 二二年七月、東京地検検察部長
 二四年七月、福岡地検検察正
 二五年七月、東京地検検察部長
 二六年七月、東京地検検察部長
 二八年九月、東京地検検察正
 二九年七月、次長検事
 令和二年七月、東京高検検事長
 同年七月、最高裁判所判事
 同年九月、最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
 私、最高裁判所判事に任官して間もありませんが、最高裁判所は「憲法の番人」とも呼ばれ、大変重要な役割を担い、事実上は社会に大きな影響を与えています。その最高裁判所の判事の一人として、誠心誠意責任を担っています。最高裁判所判事に任官する以前は、主として職務の現場で検察官として刑罰事件に携わり、複雑困難な事件の捜査・公判に関与する中で、事件の真相解明に必要とする専門知識を獲得してきたのみならず、社会と組織の有り様や事件の背景とをさまざまな事例を通じて学ばせられ、検察官として最善の判断を導くために、いろいろな観点から考え、知恵を絞ってきました。最高裁判所には変化が著しい現代社会において、種々の視点から検察官の職務を再考し、刷新するための適正な判断を下すことが求められます。私としては、これまでの検察官としての経験を最高裁判所判事の職務に生かすことにより、この重い職責を果たし、期待に応えたいと思っています。そのためにも事件の当事者の言動に十分注意を傾けることも、同僚の最高裁判所判事の評言の中で思考を促されながら、学び続ける意識と謙虚な姿勢で誠心誠意職務を遂行していきたいと考えています。

裁判官としての心構え
 最高裁判所に所属する事件は、憲法や法律の解釈を巡り争うものばかりですが、当事者の主張を傾聴することにも、社会的状況や国民の意識の変化を踏まえて公平かつ妥当な解決を導くためにどのような解釈を採るべきかを探求する姿勢で事件に取り組みます。

裁判官としての心構え
 裁判官として法律審である最高裁判所に所属する事件は、憲法や法律の解釈を巡り争うものばかりですが、当事者の主張を傾聴することにも、社会的状況や国民の意識の変化を踏まえて公平かつ妥当な解決を導くためにどのような解釈を採るべきかを探求する姿勢で事件に取り組みます。

裁判官としての心構え
 裁判官として法律審である最高裁判所に所属する事件は、憲法や法律の解釈を巡り争うものばかりですが、当事者の主張を傾聴することにも、社会的状況や国民の意識の変化を踏まえて公平かつ妥当な解決を導くためにどのような解釈を採るべきかを探求する姿勢で事件に取り組みます。

裁判官としての心構え
 裁判官として法律審である最高裁判所に所属する事件は、憲法や法律の解釈を巡り争うものばかりですが、当事者の主張を傾聴することにも、社会的状況や国民の意識の変化を踏まえて公平かつ妥当な解決を導くためにどのような解釈を採るべきかを探求する姿勢で事件に取り組みます。

令和3年10月31日執行

最高裁判所裁判官国民審査 審査公報

神奈川県選挙管理委員会



最高裁判所判事
林道晴
昭和三年八月三十一日生

略歴
昭和五年 四月 東京生まれ、同所で過ごす。東京教育大学(現・筑波大学)附属駒場中学校、同高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。
昭和十五年 四月 司法修習生
昭和二十年 四月 判事補任官、最高裁判事局(現・厚生省)現・厚生労働省(出向)札幌家庭裁判所勤務
昭和二十四年 四月 判事任官、以後、東京地裁、最高裁判事局参事官、同課長、東京高裁、東京地裁判事(一部総括)、司法研修所教官、同事務局長を務める。
二二年 八月 最高裁判事局長兼行政局長
二五年 七月 同課長局長
二八年 三月 静岡地裁所長
二九年 九月 東京高裁判事(一部総括)
三〇年 一月 最高裁首席判事官
令和 元年 九月 最高裁判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 一 令和二年三月四日 第三小法廷決定
文書提出命令の申立人の父の死体について司法警察職員から鑑定嘱託を受けた者が当該鑑定のために必要な処分として裁判官の許可を受けた当該死体の解剖の写真に係る報告が記録された電磁的記録媒体であって当該司法警察職員が所属する地方公共団体が所持するものは、民訴法三〇条三号所定のいわゆる法律関係文書に該当する。全員一致。裁判長。
- 二 令和二年一月一八日 大法廷判決
令和元年七月二日施行の参議院議員選挙法(平成三〇年法律第七五号)による改正後の参議院議員選挙法(平成三〇年法律第九号)の施行期日に関する規定(四、別表第三の参議院(選挙区選出)議員の議定数配分規定)の下での選挙区間における投票率の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたものとはいえず、同規定が憲法(四、第一項等に違反するに至つていない)と見なされ、多数意見。
- 三 令和二年一月一五日 大法廷判決
普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる。全員一致。
- 四 令和二年二月三日 第三小法廷決定
(いわゆる務田事件)について、再審請求を棄却した原決定に審理不届の違法がある(多数意見、裁判長)。
- 五 令和二年七月二〇日 第二小法廷判決
違法取証証拠として証拠能力を否定し第一審の訴訟手続に違法取証があるとした原判決に、法令の解適用を誤つた違法がある。全員一致。裁判長。

裁判官としての心構え

事件が多角的な観点からアプローチし、その背景事情や経緯などを十分把握し、裁判で取り上げられている紛争や事件の裏面や相を十分把握し、それに適合する解決や判断をすることが、この年間の職務において努力してきました。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により社会の在り方が根幹から変容を迫られる中、人々に予想されることが多岐にわたり、より柔軟な姿勢で事件に向き合つていく必要があります。また、裁判官は、書面審査が基本ですが、法廷で審理の期日が開かれる事件では、当事者(代理人)による活発な弁論がされるよう工夫をしています。また、法廷で審理の期日が開かれる事件では、当事者(代理人)による活発な弁論がされるよう工夫をしています。また、法廷で審理の期日が開かれる事件では、当事者(代理人)による活発な弁論がされるよう工夫をしています。



最高裁判所判事
岡村和美
昭和三年二月十三日生

略歴
昭和五六年 四月 東京生まれ、荒川区立尾宮小学校、尾久八幡中学校、都立白鷺高校、早稲田大学法学部を卒業。
昭和五八年 四月 司法修習生
昭和六〇年 四月 判事補任官、第一東京弁護士会
昭和六二年 五月 検事に任命、その後、法務省刑務局国際課長、法務省大臣官房参事官、金融庁証券取引等監視委員会事務局長、情報総括官、最長検察庁検事などを務める。
二六年 七月 法務省人権擁護局長
二八年 八月 消費者庁長官
令和 元年 〇月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 一 令和二年一月三日 第二小法廷判決
参議院(比例代表選出)議員の選挙について、いわゆる特定枠制度を定める公職選挙法の規定は、憲法四二条一項等に違反するものではないとした(全員一致、裁判長)。
- 二 令和二年一月一八日 大法廷判決
参議院(選挙区選出)議員の議定数配分規定の下での選挙区間における投票率の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたものとはいえず、同規定が憲法(四、第一項等に違反するに至つていない)と見なされ、多数意見。
- 三 令和二年一月一五日 大法廷判決
普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となる(全員一致)。
- 四 令和二年一月四日 大法廷判決
夫婦間の記録簿を保管し、同記録簿がサイバー犯罪に関する条約締結国に所在し、同記録簿を開示する正当な権限を有する者の合法的かつ任意の意がある場合、国際警察に協力して行うことと同記録簿のモーターアクセス及び同記録簿の複写を行うことは許される(全員一致)。
- 五 令和二年一月四日 大法廷判決
市民が都市公園内の国有公有地上に孔子像を祀つた施設を所有する一般社団法人に対して同施設の使用料を全額免除した行為は、憲法(二〇条三項)の禁止する宗教的活動に該当するとした。多数意見。
- 六 令和二年六月三日 大法廷決定
夫婦間の記録簿を保管し、同記録簿がサイバー犯罪に関する条約締結国に所在し、同記録簿を開示する正当な権限を有する者の合法的かつ任意の意がある場合、国際警察に協力して行うことと同記録簿のモーターアクセス及び同記録簿の複写を行うことは許される(全員一致)。

裁判官としての心構え

事件が多角的な観点からアプローチし、その背景事情や経緯などを十分把握し、裁判で取り上げられている紛争や事件の裏面や相を十分把握し、それに適合する解決や判断をすることが、この年間の職務において努力してきました。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により社会の在り方が根幹から変容を迫られる中、人々に予想されることが多岐にわたり、より柔軟な姿勢で事件に向き合つていく必要があります。また、裁判官は、書面審査が基本ですが、法廷で審理の期日が開かれる事件では、当事者(代理人)による活発な弁論がされるよう工夫をしています。また、法廷で審理の期日が開かれる事件では、当事者(代理人)による活発な弁論がされるよう工夫をしています。また、法廷で審理の期日が開かれる事件では、当事者(代理人)による活発な弁論がされるよう工夫をしています。



最高裁判所判事
三浦守
昭和三年一月十三日生

略歴
昭和五七年 四月 兵庫県神戸市生まれ、東灘区大田区、小平市等で過ごす。麻布高等学校、東京大学法学部を卒業。
昭和五九年 四月 検事に任命。
以後、東京、宇都宮、福岡、名古屋の各地検、長野地検上田支部等に勤務するほか、法務省刑事局刑事法課長、法務省大臣官房審判官を務める。
二二年 二月 法務省矯正局長、その後、最高検検事
二五年 二月 最高検検事部長、その後、同公判部長
二七年 四月 大阪高検検事長
二九年 四月 最高検検事長
三〇年 二月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 一 令和元年九月二日 第二小法廷判決
選挙権における選挙権の行使の自由を保障する公職選挙法に於ける請求異議について、前記の共同請求に係る請求の消滅のみでは異議事由に当たらないとして、原判決を破棄して差し戻した(全員一致)。
- 二 令和二年二月二八日 第二小法廷判決
トラック運転手が、会社の業務中に起こした交通事故により第三者に損害を加え、これを賠償する事業に於いて、相当と認められる損害について、会社に対して求償することができるとして、原判決を破棄して差し戻した。全員一致。補足意見付加。
- 三 令和二年一月一八日 大法廷判決
最大改正三〇〇の参議院(選挙区選出)議員の議員数配分規定について、合憲状態と見なされ、多数意見。対し、投票率の不均衡は違憲状態にあつたものではないとした。全員一致。補足意見付加。
- 四 令和二年二月四日 大法廷判決
令和元年四月二日 大法廷判決
市民が都市公園内の国有公有地上に孔子像を祀つた施設を所有する法人に対し、その敷地の使用料を全額免除した市長の行為は、憲法(二〇条三項)に違反するとした。多数意見。
- 五 令和二年四月六日 第二小法廷判決
集団予防接種等によってB型肝炎ウイルスに感染して発症した慢性的な鎮静剤依存症の患者に対する損害について、その原因の時期が除根期間の起算点になるとして、原判決を破棄して差し戻した(全員一致、裁判長、補足意見付加)。
- 六 令和二年六月三日 大法廷決定
夫婦間の記録簿を保管し、同記録簿がサイバー犯罪に関する条約締結国に所在し、同記録簿を開示する正当な権限を有する者の合法的かつ任意の意がある場合、国際警察に協力して行うことと同記録簿のモーターアクセス及び同記録簿の複写を行うことは許される(全員一致)。

裁判官としての心構え

事件が多角的な観点からアプローチし、その背景事情や経緯などを十分把握し、裁判で取り上げられている紛争や事件の裏面や相を十分把握し、それに適合する解決や判断をすることが、この年間の職務において努力してきました。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により社会の在り方が根幹から変容を迫られる中、人々に予想されることが多岐にわたり、より柔軟な姿勢で事件に向き合つていく必要があります。また、裁判官は、書面審査が基本ですが、法廷で審理の期日が開かれる事件では、当事者(代理人)による活発な弁論がされるよう工夫をしています。また、法廷で審理の期日が開かれる事件では、当事者(代理人)による活発な弁論がされるよう工夫をしています。また、法廷で審理の期日が開かれる事件では、当事者(代理人)による活発な弁論がされるよう工夫をしています。



最高裁判所判事
草野耕一
昭和三年三月二十日生

略歴
昭和五三年 三月 千葉県千葉市生まれ、千葉大附属小、附属中、県立千葉高を経て
昭和五五年 四月 司法修習生
昭和五七年 四月 判事補任官(第一東京弁護士会)
昭和五九年 四月 判事任官、以後、東京地裁、最高裁判事局参事官、同課長、東京高裁、東京地裁判事(一部総括)、司法研修所教官、同事務局長を務める。
一九年 参議院議員(比例代表選出)「西村」
二五年 参議院議員(比例代表選出)「西村」
二六年 参議院議員(比例代表選出)「西村」
二九年 参議院議員(比例代表選出)「西村」
三〇年 参議院議員(比例代表選出)「西村」
令和 元年 九月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 一 令和元年九月二日 第二小法廷判決
選挙権における選挙権の行使の自由を保障する公職選挙法に於ける請求異議について、前記の共同請求に係る請求の消滅のみでは異議事由に当たらないとして、原判決を破棄して差し戻した(全員一致)。
- 二 令和二年二月二八日 第二小法廷判決
トラック運転手が、会社の業務中に起こした交通事故により第三者に損害を加え、これを賠償する事業に於いて、相当と認められる損害について、会社に対して求償することができるとして、原判決を破棄して差し戻した。全員一致。補足意見付加。
- 三 令和二年一月一八日 大法廷判決
最大改正三〇〇の参議院(選挙区選出)議員の議員数配分規定について、合憲状態と見なされ、多数意見。対し、投票率の不均衡は違憲状態にあつたものではないとした。全員一致。補足意見付加。
- 四 令和二年二月四日 大法廷判決
令和元年四月二日 大法廷判決
市民が都市公園内の国有公有地上に孔子像を祀つた施設を所有する法人に対し、その敷地の使用料を全額免除した市長の行為は、憲法(二〇条三項)に違反するとした。多数意見。
- 五 令和二年四月六日 第二小法廷判決
集団予防接種等によってB型肝炎ウイルスに感染して発症した慢性的な鎮静剤依存症の患者に対する損害について、その原因の時期が除根期間の起算点になるとして、原判決を破棄して差し戻した(全員一致、裁判長、補足意見付加)。
- 六 令和二年六月三日 大法廷決定
夫婦間の記録簿を保管し、同記録簿がサイバー犯罪に関する条約締結国に所在し、同記録簿を開示する正当な権限を有する者の合法的かつ任意の意がある場合、国際警察に協力して行うことと同記録簿のモーターアクセス及び同記録簿の複写を行うことは許される(全員一致)。

裁判官としての心構え

事件が多角的な観点からアプローチし、その背景事情や経緯などを十分把握し、裁判で取り上げられている紛争や事件の裏面や相を十分把握し、それに適合する解決や判断をすることが、この年間の職務において努力してきました。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により社会の在り方が根幹から変容を迫られる中、人々に予想されることが多岐にわたり、より柔軟な姿勢で事件に向き合つていく必要があります。また、裁判官は、書面審査が基本ですが、法廷で審理の期日が開かれる事件では、当事者(代理人)による活発な弁論がされるよう工夫をしています。また、法廷で審理の期日が開かれる事件では、当事者(代理人)による活発な弁論がされるよう工夫をしています。また、法廷で審理の期日が開かれる事件では、当事者(代理人)による活発な弁論がされるよう工夫をしています。

令和3年10月31日執行

最高裁判所裁判官国民審査 審査公報

神奈川県選挙管理委員会



最高裁判所判事
わたなべ えりこ
昭和三年二月十七日生

略歴

昭和五十八年 三月 福岡県生まれ、父の転勤に伴い、福島県、宮城、山形県、新潟県で育つ。宮城県第一女子高等学校(当時)を卒業。
昭和五十八年 三月 東北大学法学部卒業。
昭和五十八年 四月 司法修習生。
平成 六年 四月 弁護士登録(第一東京弁護士会)。
平成 六年 六月 ワシントン州立大学ロースクール修了(LL.M.)
同年 九月 海外法律事務所勤務。
七年 〇月 弁護士登録取消。
同年 一月 公正取引委員会総務総務勤務。
一〇年 九月 弁護士登録(第一東京弁護士会)。
一六年 四月 慶應義塾大学法学部大学院教授。
一九年 四月 内閣府国民競争入札等監理委員会委員。
二四年 三月 日本放送協会経営委員・監査委員。
令和 元年 一月 司法試験委員会委員(経済法)。
令和 二年 九月 国立大学法人お茶の水女子大学監事。
三年 七月 最高裁判所判事。

最高裁判所において関与した主要な裁判
最高裁判事就任後日付が浅いため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

最高裁判官としての心構え
最高裁判官は「法の番人」として、ひとつひとつの事案について公平・妥当な判断を行うことが最も重要であり、同時に、最高裁判官の判断が先例・規範としてどのように使われていくか、様々な事案においてひとりひとりの国民や社会に与える影響を想定し、「法」が正しく機能するよう最善の努力をしていく役割を担っていると考えます。
これまでの弁護士としての経験、公的活動等での経験及び日々の生活を通して、価値観が多様化する中で、また、そして常に「法」は何かと問われてきており、最後の関与の場としての「法」の重要性が高まってきていると感じてきました。裁判所がこのような期待に応えていくことが重要であり、私は、最高裁判事として、ひとつひとつの事案において、それぞれの主張とその根拠をしっかりと丁寧に検討し、また、同時にその判断の意味するところを大局的に考えながら「法」と向き合っており、当該事案の解決とあるべき法の発展に向けて、所屬官に協力していきたいと考えています。
これまで、弁護士としての職責を果たす上では、女性か否かという点では、ひとりの弁護士として、依頼者や同僚から信頼される仕事をしたいと考えてきました。裁判官となっても司法の一翼を担う裁判官のひとりとして信頼し、頂けるとの職責を果たしたいと考えています。しかしながら、やはり最高裁判事はじめとして女性法律家の数が少ないこと、また、法律家に限らず女性全体に機会が与えられることなども重要なことであると考えています。私は、これまでに先方の方が切迫して下さった道をたどることで現在に至っています。このたびは最高裁判事として働く機会を頂けるとができ、今度は私が、より若い世代の女性の働きやすさやかすがその一石となるよう努力していきたいと思っています。



最高裁判所判事
やすな りょう
昭和三年四月十九日生

略歴

昭和五十八年 四月 奈良県大和郡山田市で生まれ育ち、私立東大寺学園中学校、同高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。
昭和五十八年 四月 判事補任官。
平成 五年 四月 東京地裁、最高裁判事、同広報課長、広島地裁、最高裁判事、同広報課長、同人事課長、東京地裁判事(一部事務)。
二三年 一月 最高裁判事局長。
二八年 九月 静岡地裁判事(一部事務)。
三〇年 二月 東京地裁判事(一部事務)。
三〇年 二月 大阪地裁判事。
同 年 二月 大阪最高裁判事。
令和 三年 七月 最高裁判所判事。

最高裁判所において関与した主要な裁判
最高裁判事就任後日付が浅いため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

裁判官としての心構え
「心構え」として最も重要なことは、最終審である最高裁判官の判断の重さを常に自覚し、様々な事案について、中立公正な立場から、誠実に真面目な向き合いで判断することだと考えています。その際には確かな根拠に基づいて判断を説き込み、多くの人の意見を謙虚に聞くことが大切であると考えています。
変化が激しく、価値観が多様化する現代社会においては、判断の難しい事案が増えています。グローバル化が加速する中、国際的な紛争も裁判所に持ち込まれています。そのような時代において、我が国の社会の歩みを正確に認識し、将来の在り方をしっかりと見定めるとともに、世界の動きについても的確に理解することが重要だと考えています。このように、時間的な広がりや空間的な広がりを感じながら判断することを柔軟な発想をもって、バランスのとれたよりよい判断ができるよう心掛けていきたいと思っております。
これまで、長年にわたって地裁と高裁で民事裁判を担当してきました。その間、数多くの事件を担当しましたが、どの事件においても当事者の方たちとの議論を十分に尽くし、証拠を丁寧に検討し、少しでも納得性の高い審理と判断が実現できるようにと色々な工夫を重ねてきました。それと同時に、裁判を担当することへの「畏れ」の気持ちも忘れてはならないと、思っていました。
最高裁判事に就任してから日付が浅いため、関与した主要な裁判はありません。しかし、下級審において積み重ねてきた経験やその当時の心構えを踏まえ、これから、最終審を担う一員としてさらさら大きな視点に立ち、物事を客観的に捉えたいと思っております。好ましい言葉として「熟慮」という言葉があります。この言葉の意味するところ、最高裁判事として、たくさんの方の知恵を出し合って評議を尽くしていきたいと思っております。



最高裁判所判事
ながた まさお
昭和九年四月十六日生

略歴

昭和五十二年 二月 東京都保谷市(現・西東京市)生まれ、東京教育大学(現・筑波大学)附属駒場中学校、同高等学校卒業。
昭和五十二年 三月 東京大学法学部法学科国際関係論分科卒業。
同年 四月 外務省入省。
五五年 七月 英国オックスフォード大学社会学部特別ディプロマ取得。
同 月 外務省経済局以降、アジア局、条約局、在米国大使館に勤務。
平成 二年 八月 内閣法制局参事官補。
四年 一月 内閣法制局参事官。
七年 一月 外務省西欧四国課長以降、同条約局法規課長、在インド大使館参事官、後に同公使、在英國大使館参事官として勤務。
一四年 九月 外務省北米局参事官以降、国際法局参事官、総合外交政策局参事官として勤務。
一九年 八月 在サンフランシスコ総領事。
二二年 八月 外務省国際法局長。
二四年 九月 駐オランダ特命全權大使。
二五年 七月 外務省参事官。
二八年 七月 駐大韓民国特命全權大使。
令和 元年 〇月 最高裁判所判事。
三年 二月 最高裁判所判事。

最高裁判所において関与した主要な裁判
令和三年九月三日 大法廷決定
民法及び戸籍法に於ける婚姻に際しての夫婦の氏の名義に関する規定が憲法に違反しないと判断した(多数意見)。
その上で、大韓民国の氏に関する法制の合理性に関わる事情の変化いかんによっては、これらの規定が同条に違反すると評価されるに至ることもあり得るが、このような法制については、関連制度も含め、民主主義的プロセスに委ねるべきこと、合理的な仕組みの在り方を幅広く検討して決めること、この二点、事柄性格にふさわしい解決であるとした(補足意見付加)。
令和三年九月七日 第二小法廷判決
被告人が、心神耗弱の状態にあったとした第一審の事実認定に誤りがあると、何ら事実取調べをせず完全責任能力を認めて自判した原判決には、法令違反があると断じ、破棄差戻とした(全員一致、裁判長)。

裁判官としての心構え

裁判官としての心構え
一つ一つの事件に誠実に向き合い、その事件の背景、事情などを把握し、法廷の適用に誤りがないよう努めていきます。適切な判断に至るまでに行けるように努めたいと考えています。これまでの行政官、外交官としての経験を生かし、国際的側面を有する事件も含め、個別の事件の解決のために積極的に取り組むと共に、諸外国に共通する課題である高齢化、価値観の多様化、デジタルグループバーゼーションなどが社会に及ぼす影響を司法による問題解決の在り方として、今日の社会的な検討にも力を注ぐよう、今後とも努力していきたいと思っております。

投票日 10月31日(日) 投票時間 午前7時から午後8時まで

投票日に、投票所に行けない方は、期日前投票又は不在者投票をご利用ください。18歳から投票できます。お子さんと一緒に投票所に行けます。

- 衆議院小選挙区選出議員選挙
投票用紙(あざき色)には、候補者1人の氏名を記入します。
- 衆議院比例代表選出議員選挙
投票用紙(ピンク色)には、名簿届出政党等の名称を1つ記入します。
- 最高裁判所裁判官国民審査
投票用紙(うぐいす色)には、やめさせた方がよいと思う裁判官については、氏名の上の欄に×を書きます。やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。

【参考写真】

- 1 懸垂幕（掲出場所：横須賀モアーズシティ） 2 大型ステッカー（掲出場所：市役所本庁舎他）



- 3 市 HP メインビジュアル 選挙期日等のバナー掲載

伝えよう 自分の思い 投票で 

選挙に行こう

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査

投票日 **10月31日** 日
令和3年 午前7時から午後8時まで

投票日に投票所へ行くことができない方は、
期日前投票 をご利用ください。

10月20日(水)～30日(金) 横須賀モアーズシティのみ
10/24(日)から
ヴェルクよこすか 各行政センター 午前8時30分～午後8時
横須賀モアーズシティ 午前10時～午後7時30分



4 公営ポスター掲示場（設置箇所数:627箇所）



結 果 調

令和3年6月27日執行 横 須 賀 市 長 選 挙

令和3年10月31日執行 第49回衆議院議員総選挙
第25回最高裁判所裁判官国民審査

発 行 日 令和4年2月

編集・発行 横須賀市選挙管理委員会

住 所 〒238-0006

横須賀市日の出町1丁目5番地 ヴェルクよこすか2階

電話/FAX 046-822-8499/046-825-1145

E-mail ead-eacs@city.yokosuka.kanagawa.jp

ホームページ <https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/8610/senkyo/>